

事業協同組合は、組合員である中小企業者が行う事業に関して、相互扶助の精神に基づき、協同して事業を行うことにより、中小企業者の経営の合理化と取引条件の改善を図るものです。

中小企業等協同組合法に基づき設立され、次の6種類があります。

- (1) 事業協同組合
- (2) 事業協同小組合
- (3) 火災共済協同組合
- (4) 信用協同組合
- (5) 協同組合連合会
- (6) 企業組合

この他、中小企業団体として、中小企業団体の組織に関する法律に基づく (7) 協業組合、(8) 商工組合、(9) 商工組合連合会があります。

設立認可事務について、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の各県の2以上の県にまたがる「組合」を設立する場合は、九州地方整備局 建政部 建設産業課が認可事務を担当しています。

【令和2年10月1日より認可事務の権限が都道府県に移譲します。】

中小企業等協同組合法及び中央企業団体の組織に関する法律に基づく事業協同組合等の認可等に係る事務・権限については、令和2年10月1日に都道府県に移譲します。

主たる事務所の所在地を管轄する都道府県が認可事務を担当しますので、認可申請書等は各都道府県へ提出ください。